

藤沢市都市農業振興基本計画の改定について

1 計画改定の趣旨

2015年（平成27年）4月に都市農業振興基本法が策定され、同法第9条の規定に基づき2016年（平成28年）5月に国が都市農業振興基本計画を策定し、同法第10条において、地方公共団体は、国の計画を基本として、地方計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では、2016年（平成28年）9月に「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」を設置し、2017年（平成29年）3月に策定した藤沢市都市農業振興基本計画を地方計画に位置づけております。

これまで、基本計画に基づき農業振興を進めてきましたが、農業者の高齢化や後継者不足はもとより、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加、さらには、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」への対応など、新たに取り組むべき課題に直面する中、持続可能な都市農業の実現に向け、農業関係団体の代表者で構成される「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」での協議により、「藤沢市市政運営の総合指針2024」や「藤沢市地産地消推進計画」等との整合を図りながら、「SDGs」や国が示す「みどりの食料システム戦略」、「農業のデジタルトランスフォーメーション」等の考え方を取り入れた新たな基本計画を策定するものです。

2 計画の期間

前計画の期間は、4年間としておりましたが、本計画では、有機農業の取組面積の拡大など、取組に期間を要する施策もあるため、本計画では、令和4年度から令和8年度までの5年間に変更し、計画期間内においても必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3 都市農業の定義

都市農業振興基本法では、「市街地及びその周辺において行われる農業」を都市農業と定義していますが、神奈川県では県内全域で営まれる農業を都市農業としており、本市においても市内全域で営まれる農業を都市農業と定義しています。

4 各章の主な内容

(1) 「第1章 計画策定の基本的な考え方」

計画策定の趣旨や計画の位置付け及び計画の期間などを記載

(2) 「第2章 都市農業を取り巻く環境」

都市農業について記載

(3) 「第3章 藤沢市の農業」

本市の農水の現状やこれまでの主な取組及び本市農業の課題などを記載

(4) 「第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針」

藤沢市の農業の将来像の実現に向け、都市農業が持つ多面的な機能の活用やこれまでの課題などを踏まえた6つの基本方針及び今後の主な取組について記載。

(5) 「第5章 計画推進のために」

関係機関等との連携や計画の進行管理について記載

5 今後の進め方

議会報告でのご意見及びパブリックコメントの結果を踏まえた計画の最終案を作成し、令和4年1月中旬に開催予定の「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」において協議し、その結果を踏まえ、計画の最終案を策定します。

その後、2月藤沢市議会の建設経済常任委員会において報告を行い、3月下旬に計画を策定し、4月から改定後の計画で取組を開始します。

	令和3年									令和4年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
市	●8月中旬 計画(素案)の作成		●10月上旬 ↑計画(案)の作成	●11月中旬 ↑計画(案)の策定		●1月上旬 ↑計画(最終案)の作成		●1月下旬 ↑計画(最終案)の策定		●3月下旬 ↑計画の策定		
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会	→●8/31 計画(素案)の協議		→●10/18 計画(案)の協議			→●1月中旬 計画(最終案)の協議						4月から改定後の計画で取組を開始
パブリックコメント					意見の募集 (12/1～1/7)							
藤沢市議会					●建設経済常任委員会 に計画(案)を報告			●建設経済常任委員会 に計画(最終案)を報告				